

「国際競争力強化に向けた港湾・輸出入諸制度の改革」(概要)

2012年3月21日
(社)日本経済団体連合会

現 状 認 識

- (1) モノづくりとサプライチェーンを国内に維持し続けることが喫緊の課題。投資環境の改善による立地競争力の強化が必要。その一環として、わが国港湾の国際競争力を強化し、国際航路ネットワークにおける拠点としての地位を維持し続けることが必要
- (2) 政府は、「貿易手続改革プログラム」に則り、府省共通ポータル(2008年10月)を稼働させるなど、電子化による手続の簡素化・効率化に向けた取組みを着実に推進。また、関税法改正(2011年3月)により、保税搬入原則の見直しが実現。わが国輸出入制度は円滑化に向けて大きく前進。現在も、輸出入制度の更なる利便性向上に向け、AEO 推進官民協議会を中心に官民一体となり検討を推進
- (3) 中国・韓国など台頭著しいアジア諸国や EU などでも、自国の国際競争力強化に向けた制度の見直しを実施。わが国も、競争環境のイコルフッティングの観点から、改革を不断に進めていくべき

港湾諸制度の改革

【現状】

- (1) FAL 条約批准(2005年9月)を契機に、出入港手続における申請項目が約600項目から約200項目へと大幅に削減
- (2) 府省共通ポータル(2008年10月)稼働によりシステム的にはワンストップでの電子申請が可能
- (3) 煩雑な手続が依然として解消されていない
 - ① 電子申請が認められないケースがある
 - ② 行政機関によって申請のタイミングが異なるケースがある

【今後の改革の方向性】

(1) 港湾戦略の一貫性確保

<課題>

政府は、2011年に国際コンテナ・バルク戦略港湾および日本海側拠点港湾を選定。今後は、これら戦略港湾、拠点港湾を中心に、わが国全体として港湾の競争力を強化していくことが必要

<提言>

- ① 上記の戦略港湾、拠点港湾が、ネットワークとして機能し、その役割を十分に果たせるよう、わが国全体としての港湾戦略のグランドデザインを策定
- ② 国際コンテナ戦略港湾プログラムの前倒しと個別自治体の垣根を超えた広域港湾管理者の実現

(2) 府省共通ポータルを活用した出入港手続のワンストップ化の徹底

<課題>

- ① 港長が、事業者に対して、税関、入管、港湾管理者とは異なるタイミングで出港届を提出することを要求。手続が二度手間となっている
- ② FAL 条約批准を契機に、申請項目が大幅に削減されたが、事業者はその効果を実感できない

<提言>

行政機関毎に異なる制度運用を抜本的に改善。府省共通ポータルを活用した出入港手続のワンストップ化を徹底

(3) 出入港手続に係る行政機関の開庁時間延長とシステム運用時間の統一

<課題>

港長によっては、土日祝日および平日17時以降の電子申請を認めない。事業者は、港長への手続のみ、窓口で行なわなければならない

<提言>

出入港手続に関わる各行政機関は、土日祝日および夜間の出入港手続についても電子申請で対応できるような運用へ

輸出入制度の改革

「貿易円滑化ワーキンググループ座長とりまとめ」に則り議論を深化させることが肝要

(1) わが国認定事業者(AEO)制度の更なる拡充

<基本的な考え方>

- ① 国際物流におけるセキュリティ確保と貿易円滑化の両立が課題。今後も政府は積極的な姿勢を維持し、わが国 AEO 制度を質・量ともに一層充実させることが必要
- ② 事業者のインセンティブを一層高める取組みが必要

<具体的な方策>

- ① AEO 相互承認の深化に向けた諸外国との協議の継続
- ② 特例輸入申告の際の担保要件の緩和に向けた検討の推進等
- ③ リターナブルパレットの再輸出・再輸入に係る手続簡素化
- ④ AEO 事業者が関与しない輸出入貨物の審査・検査の強化
- ⑤ 多段階型 AEO 制度の検討の開始
- ⑥ サプライチェーン全体でのセキュリティ意識の向上に向けた事業者間での働き掛け

(2) 輸出入手続の電子化・ペーパーレス化の実現

<基本的な考え方>

- ① 輸出入手続の効率化に向け、関税関係法令以外の法令に基づく手続の電子化推進と NACCS への統合を実現すべき
- ② 行政内部処理の電子化を推進し、真のワンストップサービスの実現を目指すべき

<具体的な方策>

- ① 薬事法を始めとする他法令手続の電子化推進
- ② 行政内部処理の電子化促進
- ③ 統合データベース構築による行政機関間でのデータの共有
- ④ 電子申請の義務付け
- ⑤ 民手続の電子化に向けた事業者間での検討の開始

(3) 日本における「出港24時間前ルール」への対応

<基本的な考え方>

- ① 米国、EU、中国、韓国など、諸外国では船積24時間前ルールの導入によりセキュリティを強化
- ② 国際的なセキュリティ確保の潮流を踏まえ、わが国も出港24時間前ルールの導入が不可避
- ③ 同ルールの導入に際しては、実務的な実効性が確保される制度とすべき

<具体的な方策>

- ① アジア近隣諸国・地域からの輸入に対する例外措置の導入
- ② わが国 AEO 輸入者に対する緩和措置の導入
- ③ ルールの段階的導入

改革推進体制のあり方

- (1) 政治の強力なリーダーシップのもと、官民一体となった取組み
- (2) 省庁間の連携強化に向けた総合調整機能の構築
- (3) 民間有識者の参画による民間事業者のニーズを把握する体制の整備